

## 改正建築基準法による確認申請手続きの円滑化について

### 1. 改正のポイント（6月20日施行）

構造計算書偽装問題の発生を踏まえ、このような問題の再発を防止するため、以下のとおり、建築確認・完了検査が厳格化されることになりました。

#### （1）構造計算適合性判定制度の導入

高度な構造計算を行う建築物<sup>※</sup>を対象に、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による構造審査（ピアチェック）を義務付け

※高さ20メートルを超えるRC造、地階を除く階数が4以上のS造など一般的には一定の高さ以上等の建築物が対象になりますが、比較的小規模な建築物でも対象になる場合があります。（いわゆる2次設計が必要な建築物）

#### （2）審査期間の延長

1号～3号建築物について21日間→35日間（大臣認定プログラムによらない場合等は最大70日間）

#### （3）確認審査等に関する指針の制定及びそれに基づく審査の実施<sup>※</sup>

※本指針の制定等にあわせ、確認申請書の様式や添付図書の種類・明示すべき事項等について、見直し・明確化を行いました。

#### （4）3階建て以上の共同住宅に対する中間検査の義務付け

また、一連の偽装案件や偽装問題を受けて実施したサンプル調査等においては、構造設計にあたって構造設計者の工学的判断に委ねられていた事項について、一部の構造設計者が恣意的な解釈を行い、実況に合わない危険側の条件設定をしている実態が判明しました。

このため、確認審査等に関する指針の制定に加え、構造設計時の計算方法や条件設定の方法等について構造関係技術基準告示で明確に規定することとしました。

### 2. 運用にあたっての基本的な留意点

#### （1）建築関係者における目的意識の共有

今回の建築確認・検査の厳格化の目的は、法令（建築基準関係規定）への適合を徹底し、建築に対する国民の信頼を回復することにあります。

その実現のために、設計図書作成の責任関係の明確化を図りながら、完成度の高い設計図書に基づく公正かつ適確な審査、とりわけ高度な構造計算については専門機関による二重審査等を行うものであり、また、今回の改正法の施行を機に、確認申請等に係るこれまでの不適切な慣行の是正を図ろうとするものです。

これらの実行にあたっては、建築確認・検査の手続きをはじめ、設計、施工等の実務に及ぼす影響が大きいことから、すべての建築関係者における目的意識の共有に努め、建築関係者が一体となって取り組むことが重要と考えています。

## (2) 確認申請等の手続きの円滑化に対する配慮

今回の改正は制度上一定の審査期間の延長を伴うものですが、それに加えて新制度への移行当初においては、改正内容について関係者が習熟していないこと、行政実例が蓄積していないこと等から、確認申請等の手続きに通常以上に時間を要するところです。

このことに留意し、新制度への移行当初における審査にあたっては、確認申請等の手続きの円滑化に向けて最大限の配慮を行うことが求められるところであり、国土交通省としては日本建築行政会議<sup>\*</sup>と協力して、実務者等に対する迅速できめこまかい情報提供等に継続して取り組んでいきます。

※日本建築行政会議：特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関を構成員とする団体で、その事務局は（財）建築行政情報センター

## (3) 品質管理やコスト管理の高度化・効率化の視点の重視

今回の改正においては、確認申請における添付図書の種類や明示すべき事項等を体系的に整理しつつ、完成度の高い設計図書の提出等を求めることとしました。

こうした今回の改正内容が、今後実務に習熟していくにつれ、建築生産の一連のプロセスにおける品質管理やコスト管理の高度化・効率化に寄与していくとの視点をもって運用していくことが重要と考えています。

## 3. 国土交通省における確認申請手等の手続き円滑化に向けての取り組み

### (1) 実務者等に対する情報提供

国土交通省と日本建築行政会議が協力し、（財）建築行政情報センターのホームページへの掲載等を通じて、設計や審査の実務者等に対する迅速できめこまかい情報提供に取り組んでいます。[\(http://www.icba.or.jp/\)](http://www.icba.or.jp/)

#### ① 実務者等から寄せられた質疑に対するQ & A形式での回答

関係団体を通じて寄せられた質疑等を逐次整理し、Q & A形式で回答（原則として毎週水曜日に定期的に追加するほか、作業の進捗に応じそのほかの曜日においても逐次追加）

#### ② 構造審査・検査や構造計算適合性判定の運用解説（審査マニュアル）

#### ③ 構造計算概要書の記載例

これまでにRC造とS造の記載例を作成、現在木造の記載例を作成中

#### ④ 確認申請図書のひながた

まずは4号建築物の申請図書のひながたを作成

#### (2) 事前相談の実施の要請

改正法の施行後当分の間は、設計者等に対し、法令の解釈、申請図書の記載方法等に係る事前相談についてきめ細かく対応するよう、審査にあたる特定行政庁及び指定確認検査機関に要請しています。

なお、その際、不整合箇所の指摘を行うことは差し支えないことを周知しています。

#### (3) 軽微な不備がある場合の補正指示等の適切な実施

意匠・構造・設備等の間において整合のとれていない設計図書が少なくないことを踏まえ、確認審査等の指針においては、申請図書に不整合な箇所がある場合には、原則として、法令に「適合するかどうかを決定できない」として、それ以上の審査を行わないこととしました。

ただし、その場合においても、軽微な不備<sup>\*</sup>については申請図書の補正を認め、また、不明確な点については追加説明書の提出を求め、引き続き審査を行うこととしているところであり、これらの補正の指示や追加説明書提出の指示を適切に行うよう、審査にあたる特定行政庁及び指定確認検査機関に要請しています。

※軽微な不備：誤記、記載漏れその他これらに類するもので、申請者等が記載しようとした事項が容易に推測される程度のもの

#### (4) 迅速な計画変更確認手続きへの配慮

建築確認を受けた後に計画変更を行う場合には、軽微な変更<sup>\*</sup>を除き、計画変更の確認を受けなければならない。かつ、この手続きは、当該変更箇所に係る工事を行う前に済ませておかなければなりません。(このことは、建築基準法上従前も同様です。)

※軽微な変更：建築基準関係規定に影響を与えないものとして軽微な変更に該当する事項が、建築基準法施行規則に規定されています。

したがって、建築主との綿密な打ち合わせにより完成度の高い設計図書を作成し安易に計画変更を生じないようにすることや、工事の進捗等に応じあらかじめ余裕をもって計画変更の検討を行うことが肝要と考えます。

一方で、審査側においては、当該計画変更が軽微な変更<sup>\*</sup>に該当するかどうかの判断を適切に行うとともに、変更内容の軽重や工事の進捗等に留意し手続きを迅速に行うよう努める必要があり、その旨を審査にあたる特定行政庁及び指定確認検査機関に要請しています。

また、施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更事項<sup>※</sup>については、あらかじめ当初の確認申請時に、当該変更が生じた場合の対応方法を含めて審査を受けておくことにより計画変更確認の手続きを行わずに済むこととし、その旨を施行通知や審査マニュアルにおいて周知しているところです。

※これまでに、くい芯ずれ、くいの長さの変動、小ぶり位置の変動、はり貫通孔の大きさと位置の変動、壁開口の位置の変動について記載（構造審査・検査の運用解説）

#### （５）実務者を支援するためのツールの整備

構造設計者等から早期発刊の要望が寄せられていた、国土交通省監修による新しい構造関係技術基準告示の解説書については、８月１０日に発刊されたところです。現在、当該解説書の内容に対する質疑を（財）日本建築センターで受け付けている<sup>※</sup>ほか、９月５日から全国で講習会を開催することとしています。

※事務の都合上メールでの受付に限っています。（<http://www.bcej.or.jp/>）

新たな大臣認定プログラムについては、現在、１０数社のメーカーが指定性能評価機関の準備審査を受けているところです。審査の指摘を踏まえたプログラムの修正作業等に相当の時間を要すると聞いていますが、できるだけ速やかに新たな大臣認定プログラムが供給されることが重要と考えています。

なお、当面は旧認定プログラムを活用して構造設計・審査の効率化を図ることとなりますので、モデル化の妥当性や耐力式等の適用範囲の確認、新構造基準への対応の確認など「旧認定プログラムを使用する場合の注意点」を（財）建築行政情報センターのホームページに掲載し、周知に努めているところです。

#### （６）構造計算適合性判定員の確保

構造計算適合性判定員については、「構造計算適合性判定に関する講習会」の受講修了者から 1,538 名を判定員候補者名簿に登載し、都道府県に情報提供しているところであり、全国レベルで見ると、判定員候補者としての一定数は確保できたと考えております。

また、判定員候補者の地域偏在の問題に対しては、（財）日本建築センター、（財）日本建築総合試験所等において、地方からの要請も踏まえ広域的に業務を行うことにより対応していくこととしております。

さらに、本年度の「構造計算適合性判定に関する講習会」を９月４日に前倒して実施する予定であり、引き続き判定員候補者の確保に努めていきます。

#### （７）建築主への周知

設計者等において今回の改正法への適確な対応を図る上で、事前の綿密な打ち合わせによる完成度の高い設計図書の作成、余裕のあるスケジュールの設定など、建築主の理解と協力が不可欠です。

このため、改正法の周知については、建築主筋にあたる団体<sup>※</sup> に対する説明に努めるとともに、広く住宅・不動産関係団体等に対し会員に周知するための会報誌やホームページへの記事掲載等を依頼してきたところです。

※(社)日本経済団体連合会、(社)日本ビルディング協会連合会、(社)不動産協会、(社)日本住宅建設産業協会、(社)住宅生産団体連合会等

また、国土交通省のホームページに「建築主の皆様へ～6月20日から建築確認・検査の手続きが変わりました～」を掲載し、改正内容の概要と建築主おける留意事項について周知を図っているところです。

国住指第1899号  
平成19年8月9日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

改正建築基準法の施行に伴う建築確認等の手続きの円滑化について

去る平成19年6月20日に改正建築基準法が施行され、構造計算書偽装問題の再発防止等を図るための確認検査の厳格化に係る各般の措置が実施に移されたところであるが、確認申請図書等の大幅な見直し・拡充等を内容とするものであり、かつ、改正内容について関係者が熟知していないこと、行政実例が蓄積されていないこと等から、建築確認等の手続きが遅延する傾向が見受けられるところである。

国土交通省においては、日本建築行政会議等と協力して、改正建築基準法の運用に係る各般の情報提供に努めているところであるが、貴職におかれても、確認検査の厳格化の趣旨に留意しつつ、下記の措置を講じることにより、建築確認等の手続きの円滑化を図られるようお願いする。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

1. 貴都道府県下の特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関等の中で緊密に連携し、改正建築基準法の運用に係る情報の共有、確認審査等に係る運用の統一、建築主、設計者等に対する情報提供等に努めること。
2. 改正建築基準法の施行後、当分の間は、申請者、設計者等に対し、法令の解釈、申請図書の記載方法等に係る事前相談についてきめ細かく対応すること。なお、その際、不整合箇所の指摘を行うことは差し支えない。
3. 建築確認等の手続きの円滑化に配慮し、申請書等に確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第885号）第一第5項第3号イに規定する軽微な不備がある場合における補正の指示及び申請書等に不明確な点がある場合における追加説明書の提出の指示を適切に行うこと。
4. 計画変更について、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の2に規定する軽微な変更該当するかどうかの判断を適切に行うとともに、変更内容の軽重、工事の進捗等に留意し、計画変更確認の手続きを迅速に行うよう努めること。

## 建築主の皆様へ

### ～6月20日から建築確認・検査の手続きが変わりました～

国土交通省住宅局建築指導課

一昨年11月に発覚した構造計算書偽装事件のような問題を二度と起こさないよう、昨年の通常国会において、「建築確認・検査の厳格化」を大きな柱とする建築基準法等の一部改正が行われ、去る6月20日から施行されています。

建築確認・検査は、建築物の安全を確保するための重要な手続きで、直接には、設計者や工事施工者の方々が対応されるものと思われませんが、これらの手続きが円滑に行われるためには、建築主の皆様の理解が必要不可欠です。

#### 1. 建築確認・検査の厳格化の概要

##### (1) 構造計算適合性判定制度の導入

高度な構造計算を行う建築物（一般的には一定の高さ以上等の建築物が対象になりますが、比較的小規模な建築物でも対象になる場合があります。）については、第三者機関による構造審査（ピアチェック）が義務付けられました。

##### (2) 審査期間の延長

構造計算適合性判定制度の導入等に伴い、建築確認の審査期間が延長されました。（21日間→35日間、ただし、詳細な構造審査を要する場合には最大で70日間）

##### (3) 指針に基づく厳格な審査の実施

従来、設計者のチェックが不十分な設計図書であっても、審査段階での補正が幅広く認められてきましたが、軽微な不備を除き、設計図書に法令に適合しない箇所や不整合な箇所がある場合には、再申請を求めることとしました。また、設計内容の変更を行う場合には、軽微な変更を除き、当該部分の工事前に計画変更の確認を受けなければなりません。このことを徹底することとしました。

なお、建築確認・検査の手数料は、特定行政庁（自治体）や指定確認検査機関（民間）がそれぞれ定めるものですが、これらの安全確保を図るための措置に伴い、所要の見直しが行われています。

#### 2. 建築主の皆様へのお願い

- (1) 設計条件や要求事項について、設計者と事前に綿密に打合せを行い、意匠・構造・設備の整合性のとれた設計図書により確認申請を行って下さい。
- (2) 設計図書の作成や確認申請の手続き（構造計算適合性判定の対象となる場合には、その手続きも含まれます。）に必要な期間を考慮して、できるだけ余裕のあるスケジュールを設定して下さい。
- (3) 設計内容の変更を行う場合は、軽微な変更を除き、計画変更の確認の手続きが必要となりますので、当初の建築確認申請の段階で設計内容を十分に詰めておくとともに、設計内容の変更を検討する場合は、工事のスケジュールへの影響について十分に留意して下さい。